第八十五条の見出し中「環境対策室」の下に「並びに地下施設安全企画調整官」を加え、同条第一項中「環境対策室」の下に「並びに地下施設安全企画調整官一人」を加え、同条第二項中「事務」の下に「（地下施設安全企画調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

6　地下施設安全企画調整官は、命を受けて、地下に設けられた鉄道等の用に供する施設に関する安全の確保に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（当該施設の管理及び保守に関する検査に係るもの並びに道路局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第九十五条の見出し及び同条第一項中「、海事振興企画室」を削り、同条第二項第一号中「安全政策課及び海洋・環境政策課」を「他課」に改め、「、海事振興企画室」を削り、同条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項から第十八項までを二項ずつ繰り上げる。

第九十六条第六項第四号及び第百三条第六項第一号ホ中「海技課」を「海技・振興課」に改める。

第百八条の見出し中「船員教育室」を「海事振興企画室及び船員教育室」に改め、同条第一項中「海技課に、」を「海技・振興課に、海事振興企画室及び」に改め、同条中第六項を第八項とし、第二項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　海事振興企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　海事思想の普及及び宣伝に関すること。

3　海事振興企画室に、室長を置く。

第百十二条の見出し中「産業連携企画室」を「クルーズ振興室、産業連携企画室」に改め、「クルーズ振興官及び」を削り、同条第一項中「産業港湾課に」の下に「、クルーズ振興室」を加え、「クルーズ振興官及び」を削り、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「クルーズ振興室」を「クルーズ振興室」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を削り、第五項を第七項とし、同条第四項中「クルーズ振興官」を「クルーズ振興室」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、同条第二項中「クルーズ振興官」を「クルーズ振興室」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　クルーズ振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾における産業の国際競争力の強化のために行う港湾の整備、利用、保全及び管理に関する基本的な政策（クルーズの振興に関するものに限る。）の企画及び立案に関すること。

二　港湾の利用に関する事務のうち、クルーズ旅客船の寄港の促進その他のクルーズの振興に関する事務で港湾における産業の国際競争力の強化に係るものに関すること。

三　港湾局の所掌事務に係るクルーズの振興に関する事務で国際機関との連絡及び国際協力に関すること。

3　クルーズ振興室に、室長を置く。

第百十九条の見出し及び同条第一項中「空港運営権企画調整官」の下に「、空港機能高度化推進官」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　空港機能高度化推進官は、命を受けて、空港等の機能の高度化の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部並びに他課並びに近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百二十四条の見出し中「安全管理推進官」の下に「、無人航空機企画調整官」を加え、同条第一項中「三人」の下に「、無人航空機企画調整官一人」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　無人航空機企画調整官は、命を受けて、安全企画課の所掌事務のうち、無人航空機に関する基本的な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第百二十五条の見出し並びに同条第一項及び第四項中「航空保安国際業務推進官」の下に「、航空保安脅威評価官」を加え、同条中第十四項を第十五項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11　航空保安脅威評価官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪（次号において「航空に関する犯罪」という。）に資する情報の収集及び分析並びにこれらに基づく評価に関すること。

二　航空に関する犯罪の防止のための関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

第百四十条中「百六十五人」を「百七十一人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第五十条第二項及び第四項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百三十八条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十条の見出し及び同条第一項中「危機管理企画調整官」の下に「、情報セキュリティ対策企画官」を加え、同条第六項中「防災企画室」の下に「及び情報セキュリティ対策企画官」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　情報セキュリティ対策企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象庁の所掌事務に関する情報システムに係る情報の安全の確保及び情報システムの最適化に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

二　気象業務に関する情報システムに係る情報の安全の確保及び情報システムの最適化に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。

第三十四条の見出し中「情報セキュリティ管理官及び」を削り、同条第一項中「情報セキュリティ管理官及び国際通信管理官それぞれ」を「国際通信管理官」に改め、同条第二項中「情報セキュリティ管理官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第四十一条の見出し及び同条第一項中「並びに火山対策官及び火山活動評価解析官」を「及び火山監視・警報センター並びに火山対策官、火山活動評価解析官及び火山機動観測管理官」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　火山監視・警報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　火山現象の予報及び警報の発表に関すること。

二　火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（火山防災情報調整室の所掌に属するものを除く。）。

三　火山現象に関する関係行政機関その他の関係者からの情報の収集及びその情報の発表に関すること（火山防災情報調整室の所掌に属するものを除く。）。

四　火山現象に関する測器の保守の実施に関すること。

5　火山監視・警報センターに、所長を置く。

第四十一条に次の一項を加える。

8　火山機動観測管理官は、火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測（火山及びその周辺に赴いて実施するものに限る。）に関する企画及び立案、指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第七十七条中「四課」を「三課」に改め、「調査課」を削る。

第八十条第一号中「観測」の下に「並びにその成果の調査及び統計」を加え、同条に次の二号を加える。

四　地球磁気及び地球電気並びにこれらに関連する諸現象に関する資料に関すること。

五　広報に関すること。